

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成39年12月31日まで)

秋本運第223号  
平成29年2月14日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

仮運転免許の取消しに関する事務取扱要領の一部改正について（例規）

仮運転免許の取消しに関する事務については、「仮運転免許の取消しに関する事務処理要領の一部改正について（例規）」（平成21年5月29日付け秋本運第313号。以下「旧要領」という。）に基づき行ってきたところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行に伴い、旧要領の一部を改正し、3月12日から別添「仮運転免許の取消しに関する事務取扱要領」のとおり行うこととしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧要領は、3月11日をもって廃止する。

別添

## 仮運転免許の取消しに関する事務取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第106条の2の規定による仮運転免許（以下「仮免許」という。）の取消しに関する事務の取扱要領を定め、行政処分の迅速、適正な執行を図ることを目的とする。

### 2 弁明の機会の供与及び報告

#### (1) 弁明の機会の供与

警察署長、交通部交通機動隊長及び交通部高速道路警察隊長（以下「警察署長等」という。）が指名した警察官は、仮免許の取消しを受ける者（以下「処分該当者」という。）に対して弁明の機会を与え、その要旨を弁明調書（別記様式第1号）に録取すること。

#### (2) 運転免許センター長への報告

仮免許の取消しに該当する事案の報告を受けた警察署長等は、直ちに交通部運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）に事案の内容及び弁明の要旨を仮免許取消し事案発生速報（別記様式第2号）により、ファクシミリ装置等で速報すること。

### 3 免許センター長の措置

#### (1) 処分該当者が本県に住所を有する場合の措置

免許センター長は、当該事案の内容を審査し、仮免許の取消しが相当と認められる場合で、当該処分該当者が本県に住所を有するときは、直ちに当該事案を報告した警察署長等に対し道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4に定める仮運転免許取消し処分通知書により、仮免許取消し処分の執行を指示すること。

#### (2) 処分該当者が他都道府県に住所を有する場合の措置

免許センター長は、警察署長等から他都道府県に住所を有する者に係る仮免許の取消しに該当する事案についての報告を受けたときは、直ちに事案の内容等を処分該当者の住所地を管轄する都道府県警察の行政処分事務担当課長に通知し、その依頼に基づいて当該都道府県警察の長が行う処分執行のための出頭の日時及び場所等を出頭通知書（別記様式第3号）により、警察署長等を通じて処分該当者に通知すること。

#### (3) 他の都道府県警察の長から本県に住所を有する処分該当者について通知を受けた場合の措置

ア 免許センター長は、他の都道府県警察の行政処分事務担当課長から本県に住所を有する者の仮免許の取消しに該当する事案について通知を受けたときは、出頭の日時及び場所を指定し、当該行政処分事務担当課長に対しその出頭の通知を依頼するとともに仮免許取消し事案発生速報の写し及び出頭通知書の写しの送付を依頼すること。

イ 免許センター長は、当該事案の内容を審査し、仮免許の取消しが相当と認められる場合は、当該処分該当者の住所地を管轄する警察署長に対し弁明の機会の供与及び弁明調書への録取を依頼するとともに、仮運転免許取消し処分通知書により、仮免許取消し処分の執行を指示すること。

(4) 警察本部長への報告

免許センター長は、仮免許の取消しに関する事務を処理したときは、その結果を速やかに警察本部長に報告すること。

4 仮免許の取消しに係る事務の迅速・適正な処理

(1) 迅速な事務処理及び行政処分の上申

ア 仮免許の取消しは、原則として当該違反行為の当日に執行するものとし、迅速な処理に努めること。

イ 仮免許の取消しを受けた者が運転免許試験に合格した場合は、その免許を拒否又は保留し、また、現に受けている免許（以下「本免許」という。）については、これを取り消し、又は免許の効力の停止をすることとなる場合があるので、別に定めるところにより、送付期限までに、取締り原票等の行政処分書を免許センター長に送付すること。

この場合、行政処分書の上部余白に「 年 月 日仮免許取消し」と朱書きすること。

(2) 仮運転免許証等の送付

処分該当者から提出された仮免許証のほか、弁明調書、仮運転免許取消し処分通知書の写し等の関係書類は、速やかに免許センター長に送付すること。

(3) 仮免許証を受けている者が、本免許による自動車等の運転によって仮免許の取消しに該当する交通事故及び交通違反をした場合は、その仮免許は取消しとなるので、仮免許の有無について確認すること。

5 仮免許取消し処分者台帳の備付けと記録の保存期間

(1) 免許センター長は、仮免許取消し処分者台帳（別記様式第5号）を備え付け、所要の事項を記載するとともに、仮免許取消し事案発生速報、弁明調書及び仮運転免許取消し処分通知書の写しとともに8年間保存し、処分の状況を明らかにしておくこと。

なお、法第103条第2項各号のいずれかに該当することとなったために処分した場合は、13年間保存すること。

(2) 警察署長等は、処分状況を明らかにするため、仮免許取消し処分者台帳（別記様式第4号）を備え付け、所要の事項を記入して、仮免許取消し事案発生速報とともに8年間保存すること。

なお、法第103条第2項各号のいずれかに該当することとなったために処分した場合は、13年間保存すること。

(3) 免許センター長は、返納された仮免許証を6か月間保存すること。なお、保存期間が終了したものは廃棄し、その状況を明らかにするため、仮免許証処理簿（別記様式6号）に記入しておくこと。



別記様式第2号

仮免許取消し事案発生速報																		
発信年月日時		年 月 日 午前・午後 時 分																
発信者		警察署(隊)長							発信取扱者									
受信者		運転免許センター長							受信取扱者									
取消し 処分 該当者	本籍																	
	住所																	
	職業								生年月日	年 月 日生			性	男				
	氏名									( 歳)			別	女				
	現に受けている 免許	第一種免許	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	第二種免許	大	中	普	大	け
			型	型	中型	通	特	自二	自二	特	付	引		型	型	通	特	引
		免許証番号	第							号								
	交付年月日	年 月 日							公安委員会交付									
	仮免許	種 別	普通・準中型 中型・大型							免許番号	第 号							
		交付年月日	年 月 日							県警察本部長交付								
教習所名																		
運転車両	車 種								登録番号	号								
発生年月日時		年 月 日 午前・午後 時 分 ころ																
発生場所		秋田県							先道路上									
違反事故等		(道路交通法施行令第39条の3第1項第 号)																
特記事項 (事案の概要弁明等)																		
被害者	住所																	
	氏名等	職業	氏名			年齢	歳	性別	男・女									
	被害状態	<input type="checkbox"/> 歩行者 <input type="checkbox"/> 被疑車両同乗者 <input type="checkbox"/> 被害車両運転者 <input type="checkbox"/> 被害車両同乗者																
	被害状況	被害程度	死亡	重傷	軽傷	治療日数	傷害の部位・程度			不注意の程度	<input type="checkbox"/> 専ら <input type="checkbox"/> 専ら以外							
処分決定		決定	年 月 日 取消し・不処分							処分執行	年 月 日							



出 頭 通 知 書

年 月 日

住所

様

警察本部長

年 月 日 午前・午後 時 分 ころ

における  
による仮免許の取消しに関し、お聞き  
したいことがありますので、下記の日時・場所に出頭してください。

記

出頭日時	年 月 日 午前・午後 時 分
出頭場所	電話番号 ( ) - 内線 ( )
携行する物	仮運転免許証、出頭通知書、印鑑

この通知は、

警察本部長の依頼により通知するものです。

秋田県

警察署長・隊長

交付者

警察署・隊

官職・氏名

印









### 仮運転免許取消処分通知書

下記の理由により、あなたの免許を取り消したので通知します。

平成 年 月 日

秋 田 県 警 察 本 部 長

住 所			
氏 名			
免 許 証 の 番 号	第 号 平成 年 月 日  警察本部長交付	免 許 の 種 類	<input type="checkbox"/> 普 通 型 <input type="checkbox"/> 準 中 型 <input type="checkbox"/> 中 大 型 <input type="checkbox"/> 大 型
理 由	<p style="text-align: center;">平成 年 月 日 午前・午後 時 分 ころ における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路交通法施行令第39条の3第1項第1号                     <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 病気（道路交通法第103条第1項第1号）</li> <li><input type="checkbox"/> 身体の障害（同法第103条第1項第2号）</li> <li><input type="checkbox"/> アルコール、大麻、覚醒剤等の中毒者（同法第103条第1項第3号）</li> </ul> </li> <li>○ 道路交通法施行令第39条の3第1項第2号                     <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 人身事故</li> <li><input type="checkbox"/> 建造物損壊事故</li> </ul> </li> <li>○ 道路交通法施行令第39条の3第1項第3号                     <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 措置義務違反（道路交通法第117条）</li> <li><input type="checkbox"/> 酒酔い運転（同法第117条の2第1号）</li> <li><input type="checkbox"/> 麻薬等運転（同法第117条の2第3号）</li> <li><input type="checkbox"/> 酒気帯び運転（同法第117条の2の2第1号）</li> <li><input type="checkbox"/> 過労運転（同法第117条の2の2第5号）</li> <li><input type="checkbox"/> 共同危険行為等禁止違反（同法第117条の3）</li> <li><input type="checkbox"/> 無免許運転（同法第117条の4第2号）</li> <li><input type="checkbox"/> 最高速度違反〔30キロメートル（高速自動車国道等は40キロメートル）毎時以上超過〕 (同法第118条第1項第1号)</li> <li><input type="checkbox"/> 重量制限違反〔大型・大特10割以上〕（同法第118条第1項第2号）</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急車（普通車・二輪車）無資格運転（同法第118条第1項第7号）</li> <li><input type="checkbox"/> 有資格者非同乗運転（同法第118条第1項第8号）</li> <li><input type="checkbox"/> 無車検車運転（道路運送車両法第58条第1項）</li> <li><input type="checkbox"/> 無保険車運転（自動車損害賠償保障法第5条）</li> </ul> </li> <li>○ 道路交通法施行令第39条の3第1項第4号                     <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 別表第4に掲げる行為（ ）</li> <li><input type="checkbox"/> 別表第5に掲げる行為（ ）</li> </ul> </li> </ul>		

### 審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。